

# 岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設

## 指定管理者募集要項

令和7年7月

岐阜市保健衛生部  
健康づくり課

# 目 次

1	募集の趣旨 .....	1
2	基本的な運営方針 .....	1
3	応募資格 .....	1
4	指定期間 .....	2
5	施設の概要 .....	2
	(1)名称・所在地・施設構成等	
	(2)運営状況	
6	指定管理者が管理する施設の管理運営形態等.....	4
	(1)管理運営形態	
	(2)管理基準	
	(3)業務の範囲	
	(4)権利義務の譲渡の禁止	
	(5)業務の再委託の制限	
	(6)従業員の雇用継続	
	(7)自主事業	
	(8)リスク分担に対する方針等	
	(9)指定の取消し等	
	(10)モニタリングの実施	
	(11)注意事項	
7	指定管理に関する経費 .....	1 0
8	指定管理者の審査・選定の方法 .....	1 1
	(1)基本的な考え方	
	(2)審査方法	
	(3)審査結果	
	(4)選定方式	
9	協定書の締結.....	1 4
10	スケジュール.....	1 4
11	応募手続等 .....	1 5
	(1)申請書類等の提出方法等	
	(2)提出書類	
	(3)質問の受付	
	(4)説明会、現地見学の開催	
	(5)応募に関する留意事項	
12	問い合わせ先及び書類の提出先 .....	1 6

## 【参考資料】

(資料 1) 岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設指定管理業務仕様書

(資料 2) 指定管理業務に係る特記仕様書

(資料 2-1) 情報セキュリティ対策チェックシート

(資料 3) 岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設の管理運営に関する協定書 (案)

(資料 4) 岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設の管理運営に関する協定書 (コンソーシアム案)

## 1 募集の趣旨

「動く習慣で、伸ばそう健康寿命！」をコンセプトに、健康づくりとともに中心市街地の交流人口の増加を目的に設置された岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設（以下「本施設」という。）の管理について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設条例（令和4年条例第22号。以下「施設条例」という。）第6条及び第7条の規定に基づき、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができる指定管理者を募集します。

平成15年6月の地方自治法改正により導入されました指定管理者制度は、市議会の議決を経て、市長が指定する法人その他の団体が施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の利用者サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

本施設の運営管理にあたっては、利用者のサービスの向上に努めるとともに、本施設がより多くの市民の健康づくりに寄与し、快適で使いやすい施設で、利用者の運動習慣のきっかけの場となることを目指しています。

指定管理者は、公正かつ適正で、より効果的、効率的な管理運営の下、安定的な施設の運営を確実に進めることが必要となります。

## 2 基本的な運営方針

人生100年時代を迎え、健康上の問題で日常生活が制限されることのない期間、いわゆる「健康寿命」を延伸することが重要な社会課題になっています。

本施設は、トレーニングルームの設置や健康づくり教室の実施を通し「運動習慣のきっかけの場」を提供し、多くの市民の「健康寿命の延伸」を目指した運営を行っています。

また、岐阜市の中心市街地である柳ヶ瀬に位置することから、来館者の増加すなわち交流人口の増加に伴う中心市街地の活性化も合わせて目指しています。

指定管理者の創意工夫により、効果的、効率的な管理運営を図り、利用者へのサービスの向上とともに、本施設が、多くの市民が集まる「運動習慣のきっかけの場」及び「交流の場」となることを基本的な運営方針とします。

## 3 応募資格

応募資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1)個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2)市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体で、地域の実情や岐阜市民をはじめとする利用者ニーズに対するサービスの提供に精通している団体であること。
- (3)過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていない団体であること。
- (4)管理運営のために必要な下記の資格者を有すること。
  - ・甲種防火管理者 1名
  - ・健康運動指導士、健康運動実践指導者、スポーツインストラクター（社内資格可）いずれかの資格を有する者 1名
- (5)国内地方公共団体から委託を受け、公共の目的のもとで生活習慣病・フレイルの予防が必要な方や運動習慣がない方を対象とした多種多様な健康づくり教室の開催（ヨガやピラティス等）とトレーニング施設の実務運営をそれぞれ2年以上行った実績があること。
- (6)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない（競争入札の参加資格を有する）団体であること。
- (7)会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。

- (8) 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (10) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (11) 市税等の滞納がない団体であること。

※ コンソーシアム（複数の法人・団体により構成する企業連合等）の場合の注意事項

- ① 複数の法人・団体により構成するコンソーシアムも可能としますが、同一の法人・団体が複数のコンソーシアムへ参加することはできません。
- ② コンソーシアムで応募する場合は、代表する法人（以下「代表構成員」という。）を定めていただきます。
- ③ 法人格を持たない団体については、コンソーシアムの構成員となることはできますが、代表構成員になることはできません。
- ④ 構成員が応募資格を喪失した場合、コンソーシアムとしても応募資格を喪失したものとします。
- ⑤ 上記(1)～(3)及び(6)～(11)については、コンソーシアムの構成員がすべて満たすものとします。
- ⑥ 上記(4)及び(5)については、コンソーシアムの構成員のいずれかが満たすものとします。
- ⑦ コンソーシアムで応募する場合は、別紙様式第9号から12号までの書類の提出が必要です。

#### 4 指定期間

令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間とする。

#### 5 施設の概要

(1) 名称・所在地・施設構成等

名 称	岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設
所 在 地	岐阜市徹明通二丁目18番地 柳ヶ瀬ガラスル35 3階
電話番号	058-214-3760
延床面積	1,992.32㎡
開設年月	令和5年4月
建築構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
施 設	事務室（総合窓口）・トレーニングルーム・フィットネススタジオ1・フィットネススタジオ2・ウゴクテスタジオ・すこやか交流室1・すこやか交流室2・すこやか交流室3・多目的室1・多目的室2

フロアマップ



(2) 運営状況

① 事業・業務内容

- ・トレーニングルームの運営
- ・貸室の管理に関する業務
- ・健康づくり教室の実施に関する業務
- ・健康づくりに関する情報発信
- ・ノルディックウォーキング用ポール及び歩数計貸し出し など

② 施設来館者数と内訳

(単位：人)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度以降
来館者数	54,254	72,550	73,500	80,000
フィットネスエリア利用者数 (トレーニングルーム・教室等)	36,484	51,657	53,000	56,000
交流エリア(貸室)	1,853	3,171	4,530	14,000

※R5年度とR6年度は実績、R7年度以降は目標

③ 貸室の稼働率

(単位：%)

R5年度	R6年度	R7年度	R8年度以降
17.0	26.2	30.0	40.0

※R5年度とR6年度は実績、R7年度以降は目標

④ 管理運営費決算額

令和7年度予算額
83,059,904円

⑤ 管理運営費予算額

費目	R5年度		R6年度（見込み）	
	支払金額	備考	支払金額	備考
人件費	7,056,512円		9,063,540円	
消耗品費	3,128,169円		3,017,644円	
修繕料	49,500円		403,700円	
電気料	6,223,217円	232,575kWh	7,585,269円	286,590kWh
水道料	209,109円	779.22m <sup>3</sup>	302,549円	1,107.27m <sup>3</sup>
ガス料	354,904円	2,172m <sup>3</sup>	454,880円	2,626m <sup>3</sup>
通信運搬費	534,276円		561,587円	
委託料	48,000,000円		54,939,850円	機器保守委託含む
使用料及び賃借料	243,027円		236,885円	
備品購入費	0円		273,900円	
合計	65,798,714円		76,839,804円	

6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

（※詳細は別添の資料1「岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設指定管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照）

(1) 管理運営形態

市が支払う指定管理料により管理運営していただきます。

市は指定管理者からの申し出に基づき、指定管理者を指定公金事務取扱者（※）として指定し、指定管理者は施設の使用料収入及び健康づくり教室の受講料収入を市に納入していただきます。

（※）地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定により、公金の徴収・収納や支出に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長から公金事務を委託（指定）された者。指定公金事務取扱者に指定された者は、市にかわり使用料等の公金を徴収することができる。

本施設の「使用料」と健康づくり教室の「受講料」は、施設条例等に金額が定められており、指定公金事務取扱者は、徴収した公金を市に納入していただきます。

(2) 管理基準

ア 開館時間及び休館日

原則、下表のとおりとします。

ただし、岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設条例施行規則（令和4年規則第34号。以下「施設規則」という。）第2条第2項に規定する指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て変更することができます。

区分	開館時間	休館日
トレーニング ルーム フィットネス スタジオ1、2 ウゴクテスタジオ	(1) 月曜日から土曜日まで 午前9時から午後9時まで (2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。） 午前9時から午後5時まで	(1) 木曜日。ただし、祝日法による休日と重なった場合は、その翌日以後最初に到来する祝日法による休日でない日とする。 (2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
多目的室1、2 すこやか交流室 1、2、3	午前9時から午後9時まで	(1) 各月の最終の木曜日（次号に定める年末年始の休館日と重なった場合は、当該木曜日の属する週の直前の週の木曜日）。ただし、祝日法による休日と重なった場合は、その翌日以後最初に到来する祝日法による休日でない日とする。 (2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

#### イ 使用許可の基準

本施設の使用許可は、施設条例第10条に基づいて行います。また、施設条例第11条に基づき次のような場合には本施設の使用を許可しません。

- (ア) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (イ) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (ウ) 建物又は附属設備若しくは備品を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (エ) トレーニングルームを使用しようとする者が施設条例第9条\*の規定に抵触するとき。
- (オ) (ア)～(エ)に掲げるもののほか、本施設の管理上支障を来すおそれがあるとき。

※施設条例第9条 トレーニングルームは、中学生以上の者に限り、使用することができる。

#### ウ 個人情報等の取り扱い・情報公開の推進

管理、運営の際に知り得た個人情報等については、個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシーの規定に基づき、取り扱いに十分注意し職員に周知徹底を図ってください。

また、指定管理者は、資料2「指定管理業務に係る特記仕様書」に定める事項を遵守し、施設の管理運営の状況、施設の利用状況、アンケートの実施内容等などについて、積極的な情報公開の推進に努めることとします。

#### エ 目的外使用許可について

##### (ア) 目的外使用許可とは

今回選定する施設は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（公の施設）であり、財産の分類上、行政財産として区分されております。この行政財産は、施設の設置目的又はその用途以外に使用することができません。しかし、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができるとされております。このことを行政財産の目的外使用許可といいます。目的外使用許可は市長のみが行使できる権限であり、指定管理者が行うことはできません。

##### (イ) 目的外使用許可の基準

岐阜市公有財産規則において、次に掲げる場合に限り、使用を許可するものとしております。

なお、目的外使用を許可している事例の多くは、自動販売機の設置、売店、喫茶コーナー、物品販売、広告物等です。

(使用許可の基準)

- 1 当該行政財産を利用する者の利便を図るため、食堂、売店その他の施設を設置するとき。
- 2 公の学術調査若しくは研究又は公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に一時的に使用させるとき。
- 3 水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- 4 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
- 5 国、地方公共団体その他の公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- 6 市の事務若しくは事業又は市の企業の遂行上やむを得ないと認められるとき。
- 7 その他市長が当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認めるとき。

(ウ) 指定管理施設における目的外使用許可の取扱い

a 指定管理者の場合

指定管理者が施設の設置目的又は用途を妨げない範囲で自らの費用負担による自主事業を実施するために施設を使用する場合は、事前に市の承諾を得るものとし、その内容が目的外使用に該当すると認められるときは、目的外使用の許可を得ること。

b 指定管理者以外の場合

目的外使用許可の基準に該当する申請や疑義がある申請が直接指定管理者にあった場合については、指定管理者が判断するのではなく、速やかに健康づくり課へ引き継ぐこと。

オ 災害発生時の指定管理者の対応について

(ア) 施設は、岐阜市地域防災計画において指定避難所等に指定されていないが、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生した時は、市と協議し施設利用者及び自主避難者の受け入れに応じること。

(イ) 災害が発生した時は、施設及び周辺の状態を把握し市に報告すること。

(ウ) 災害が発生した時は、施設の管理保全に努めるとともに、被害の拡大防止に努めること。

カ SDG s 及び環境への配慮について

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたっては、次のような環境への配慮に努めてください。

(ア) 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制に努めること。

(イ) 廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に努めること。

(ウ) 環境負荷の低減に配慮した物品の購入に努めること。（グリーン購入の推進）

(3) 業務の範囲

ア 経営管理業務

(ア) 企画、事業計画の策定

(イ) 報告書の作成

(ウ) モニタリング

(エ) 自己評価

(オ) 市及び関係機関との連絡調整

(カ) 新旧の指定管理者との引継ぎ

(キ) その他

## イ 施設運営業務

- (ア) 使用許可
- (イ) 使用管理
- (ウ) 使用制限
- (エ) 使用料の徴収及び収納
- (オ) 使用料の減免に関する受付業務
- (カ) 指定事業の実施
- (キ) 健康づくり教室の受講料の徴収及び収納
- (ク) キャッシュレス決済に関する業務

本市では、住民サービス向上や窓口の事務効率化のためデジタル化を推進し、キャッシュレス決済を導入しています。そのため、使用料及び受講料の徴収にあたっては、岐阜市が導入している機器（※）を用いたキャッシュレス決済を行っていただきます。

なお、決済にかかる手数料は、岐阜市が負担します。

※自主事業など、指定管理者の収入の決済にはご利用いただけません。

※施設の物品と同様に、指定管理者の責めに帰すべき事由による機器の損傷や機器の紛失は指定管理者の負担による修繕になりますので、機器の取り扱いには十分に注意願います。

- (ケ) 広報、営業活動
- (コ) 施設利用者への助言、指導及び相談に関する業務
- (サ) その他

## ウ 維持管理業務

- (ア) 施設及び設備などの保守・点検
- (イ) 保安警備
- (ウ) その他

## エ 指定事業

施設の設置目的を最大限に発揮するために、市の指示により行う事業（健康づくり教室、ウゴエク（ウゴクテエクササイズ）、健康フェスタ、交流イベントなど）の実施

※詳細は仕様書を参照

オ その他施設の管理上又は施設の設置の目的を達成するため、健康づくり課が必要と認める業務

## カ 事務引継業務

指定管理者指定後、協定書発効までの期間においては、必要書類作成、各種印刷物作成業務や事務引継ぎ及び各業務の習得を行っていただきます。

ただし、習得期間の費用については、指定管理者の負担とします。

### (4) 権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

### (5) 業務の再委託の制限

ア 指定管理者は、業務の全部又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。

イ 一部業務を再委託する場合、事前に市の承認を得る必要があります。この際、指定管理者は市に対し書面で承認申請（業務の範囲、期間及び相手方等を明示）し、市は申請に対する審査結果を書面（業務の範囲、期間及び相手方を明示）で回答します。

ウ 再委託の申請は、年度単位でも、全指定期間を対象として申請することもできます。

エ 再委託については、競争の原理や透明性の確保などを図ってください。

### (6) 従業員の雇用継続

現在勤務している職員から継続雇用の希望があった場合は、継続雇用を検討するように配

慮してください。

(7) 自主事業（指定管理者の費用負担による業務）

自主事業の実施にあたっては、以下の点に留意してください。

- ア 事業内容が施設の設置目的の範囲内又は目的を妨げないものであること。
- イ 指定管理者の創意工夫やノウハウを活かすことにより、施設の利用促進やサービスの向上に資する事業であること。
- ウ 指定管理者が自らの費用負担により実施し、事業の実施により発生する収入は指定管理者に帰属するが、損失が発生した場合でも、市は補填を行わないこと。
- エ 事業実施前までに市の承認を得ること。また、その内容が目的外使用に該当すると認められるときは、目的外使用の許可を得ること。
- オ 指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用は一般利用者と同等になるため、長期にわたる使用は避けること。

(8) リスク分担に対する方針等

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したもので、下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

（負担者側に ○）

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	指定管理（管理主体）への円滑な移行（引継ぎ）	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	管理運営の中断・中止等	市の判断又は市の責めに帰すべき事由による場合（施設瑕疵・施設改修等）	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由の場合（事業放棄・破綻等による指定取消しまたは業務の停止）		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（市が取得するもの）	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による管理運営費の増大。		○
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変動	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動		○
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○

12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害（騒音、振動、臭気等）		○
----	----------	----------------------------	--	---

このうちNo.11の「利用者への対応」については、本市が加入している「①市民総合賠償補償保険（全国市長会）」において、全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなすことから、新たに保険加入する必要はありません。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、別途、自らの負担で保険加入するものとします。

#### 市民総合賠償補償保険（全国市長会）

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1名につき3,000万円 1事故につき3億円 財物賠償 1事故につき1,000万円	死亡補償保険金 500万円 後遺障害補償保険 20万～500万円 入院補償 1日から適用 通院補償 6日から適用
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失	市が主催・共催した事業での事故を対象

※指定管理者が行う自主事業については、保険の対象となりません。

※補償保険については、指定管理者は被保険者と認められていません。市が主催・共催した事業での事故を対象に、市を被保険者として補償されるものです。

#### (8) 指定の取消し等

- ア 市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。
- (ア) 関係法令、条例、規則又は協定書に基づく市の指示に従わないとき。
  - (イ) 関係法令、条例、規則又は協定書に違反したとき。
  - (ウ) 募集要項の応募資格に不適合となったとき。
  - (エ) 経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- イ このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。

#### (9) モニタリングの実施

##### ア モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

##### (ア) 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

##### (イ) 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

##### (ウ) 経営状況の把握

市は、指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書などの書類の提出を求めることがあります。

##### (エ) 評価

本施設の管理運営状況についての評価を行うこととし、評価結果を市のホームページ（岐阜市ホームページ番号:1033165）等にて公表します。

イ 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善に向けた反映状況について市に報告していただきます。

ウ 帳簿類等の提出要求

指定公金事務取扱者（※）は、帳簿の保存等が必要となります。

また、市による検査を実施することがあります。

（※）「6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等（1）管理運営形態」を参照してください。

(10) 注意事項

ア 地方自治法、条例及び規則の内容を十分に理解し、法令に規定に基づいて運営してください。

イ 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体及び個人に有利又は不利となる運営を行わないでください。

ウ 市及び市民、関係団体、官公庁等と連携を図った事業運営を実施してください。

エ 市の条例及び規則に準拠した情報公開及び個人情報保護に関する規定を定め、従業員に周知徹底してください。

オ 指定管理者は、公契約に係る基本方針を定め、市及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的事項を定めることにより、市及び事業者等が一体となって公契約に関する制度の適正な運用を図り、良質な公共サービスが提供され、市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とした岐阜市公契約条例を遵守してください。

カ 緊急対応、防犯対策など危機管理マニュアルを作成し、従業員に周知徹底してください。

キ 指定管理者が施設の管理運営にかかる各種規定又は要綱を作成するときは、健康づくり課と協議してください。

ク 業務に必要な各種規定がないときは、市の諸規定に準じて、又はその趣旨に基づいて業務を実施してください。

ケ 指定管理者は、この要項に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、健康づくり課と協議のうえ決定してください。

コ 市の政策、施策、事業に協力してください。

サ 従業員が基本的人権について正しい認識をもって業務の遂行ができるよう適切な研修を実施してください。また、接遇や運営に必要な研修を随時実施してください。

シ 指定管理施設において市が広告事業を実施する場合があります。

ス その他、要項及び仕様書に記載のない事項については健康づくり課と協議してください。

7 指定管理に関する経費

(1) 指定管理者は、指定管理期間中会計年度ごとに市が支払う指定管理料により、上記の管理の基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。

(2) 年度の指定管理料の算定にあたっては、以下の金額を上限とします。

(単位：千円)

年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
上限額	72,633	72,347	72,809	72,963	72,754	72,655

※消費税及び地方消費税 10%を含む

〈積算内訳〉

(単位：千円)

費目	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度
1 人件費	45,913	45,958	45,909	45,949	45,939	45,964
2 需用費	11,285	11,840	11,433	11,523	11,360	11,253
3 役務費	553	553	553	553	553	553
4 委託費	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010
5 使用料及び賃借料	273	273	273	273	273	273
6 一般管理費 (1～5 の合算の10%以下)	5,996	5,973	6,012	6,022	6,005	5,997
合計(上記×1.1)	72,633	72,347	72,809	72,963	72,754	72,655

- (3) 指定期間中の各年度の指定管理料は応募者の提案した指定管理料の額とし、法の改正や災害等特別な場合を除いて、原則指定期間中は増額しません。
- (4) 指定管理料は原則精算しませんが、協定外の事項の発生により事業計画の見直しが必要になる場合は、市と指定管理者による協議に基づき精算を求めることがあります。
- (5) 施設の使用料及び健康づくり教室の受講料は市の歳入となります。
- (6) 市が提案を求め、審査により市の認めた指定管理者が行う指定事業の収入は、市の歳入(収入)となります。(自主事業の収入は、指定管理者の収入となります。)
- (7) 指定管理料は、指定管理者の支払い請求に基づき、初年度をベースとして、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を四半期毎に分割し支払います。支払い時期や額、方法等詳細については、協定書にて定めます。
- (8) 管理口座・区分経理  
指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。  
また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。
- (9) 納税義務について  
指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税(償却資産)等の納税義務者となる可能性がありますので、①については岐阜市市民税課、②については岐阜市資産税課にお問い合わせください。  
なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、県税事務所へお問い合わせください。

## 8 指定管理者の審査・選定の方法

### (1) 基本的な考え方

指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

### (2) 審査方法

提出された申請書の審査は、応募資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、第1次審査を通過した応募者についてヒアリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の

内容を審査する第2次審査を行います。指定管理者候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

また、候補者は次点まで選定します。次点候補者としての効力は選定結果を通知した日から1年間とし、選定結果通知を行った日から指定議案の議会の議決が得られるまでの期間に不測の事態が発生した場合、改めて選定委員会（以下、「委員会」という。）の審査を経ることなく、次点候補者は指定管理者候補者となります。さらに、指定議案の議会の議決が得られた日から、次点候補者に選定結果を通知した日以後、1年を経過した日までの期間に不測の事態が発生した場合、非公募で次点候補者を認定した上で、改めて委員会を開催し指定管理者候補者としての適否を審査します。

審査は、委員会において非公開で行います。

なお、応募者と選定委員との利害関係を確認するため、第2次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

### (3) 審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日応募団体へ通知します。

また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。

ただし、選外であった応募団体名は公表しません。

### (4) 選定方式

#### 第1次審査（資格審査及び書類審査）

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。

また、審査項目10の『「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと』の審査については、「役員名簿及び同意書（様式第13号）に基づき照会することがあります。

報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な場合は失格とします。

審査項目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であるか。	適・否
2	市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体で、地域の実情や岐阜市民をはじめとする利用者ニーズに対するサービスの提供に精通している団体であること。	適・否
3	過去2年以内において、指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。	適・否
4	応募資格に記載する管理運営に必要な免許・資格を有していること。	適・否
5	国内地方公共団体から委託を受け、公共の目的のもとで生活習慣病・フレイルの予防が必要な方や運動習慣がない方を対象とした多種多様な健康づくり教室の開催（ヨガやピラティス等）とトレーニング施設の実務運営をそれぞれ2年以上行った実績があること	適・否
6	地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。	適・否
7	会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。	適・否
8	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。	適・否
9	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。	適・否

10	「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。	適・否
11	市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税の滞納がない団体であること。	適・否
12	募集要項、仕様書の内容を満たしていること。	適・否

※ 第1次審査時点以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、応募者もしくは指定管理者としての資格を喪失するものとします。

#### 第2次審査（提案内容等の審査）

第1次審査を通過した応募者について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安全性・安定性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等により、その提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については、次のとおりとし、採点は200点を満点として合計点と評価項目ごとの採点結果による総合評価により選定します。

ただし、採点の結果が、配点合計の6割未満の場合は指定管理者の候補者として選定しないこととします。

なお、総合評価は各委員の採点結果をもとに、全委員の協議により行います。

#### 〈選定基準及び評価項目及び配点〉

区 分	配点	選定基準	評 価 項 目
公平性 透明性	20	住民の平等 利用が確保 されること	「住民の平等利用が確保されること」に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢等）
			平等利用を確保するための体制、モニタリング等
			情報公開、広報の方策
			その他応募者の提案によるもの
効果性	55	事業計画書 の内容が、 対象施設の 効用（設置 目的）を最 大限発揮す るものであ ること	「事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること」に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
			効果を上げるための工夫又は魅力的な事業提案の有無、内容
			利用者ニーズ、苦情等の把握方法及び対応方策等
			利用者に対するサービス向上の方策
			利用促進、利用者増の方策
			サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど
			施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフの配置
その他応募者の提案によるもの			
効率性	40	事業計画書 の内容で、 管理経費の 縮減が図ら れるもので あること	「事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること」に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢等）
			指定管理経費の設定額
			指定管理経費・収支計画の妥当性（サービスとコストのバランス等）
			管理経費縮減の具体的方策
			スタッフ配置の妥当性（無理はないか）
			収入の増加を図るための方策
その他応募者の提案によるもの			

安全性 安定性	50	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	「事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること」に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢等）
			当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績
			経営基盤の安定性
			組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識等
			スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制
			スタッフ（採用予定者も含む）の人材育成の方策
			リスクへの対応方策・能力（利用者の安全の確保策、非常時の対応マニュアル、損害賠償能力など）
			コンソーシアムの場合、グループの安定性及び役割分担並びにリスク分担等の確実性及び妥当性
			その他応募者の提案によるもの
貢献性	35	事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域の振興、活性化等に貢献できるものであること	「事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下、「地元」という。）の振興、活性化等に貢献できるものであること」に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
			地元法人その他の団体の育成（一部業務委託の再委託先）
			地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用
			地元での資材等の調達
			地元での社会活動等への参加
			その他地元への貢献に関すること
			その他応募者の提案によるもの
合計	200		

## 9 協定書の締結

市議会での指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目的事項や指定管理料についての協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

なお、指定管理者がコンソーシアムとなった場合は、協定の締結時に構成員全員の同意書を提出していただきます。

## 10 スケジュール

- (1) 募集要項の公表・配布・・・・・・・・・・令和7年7月1日(火)～
- (2) 説明会・現地見学の開催・・・・・・・・・・令和7年7月24日(木)
- (3) 質問受付期間・・・・・・・・・・令和7年7月1日(火)～令和7年7月31日(木)
- (4) 申請書受付期間・・・・・・・・・・令和7年7月1日(火)～令和7年8月18日(月)
- (5) 第1次審査（資格審査等）・・・・・・令和7年8月中旬～令和7年9月中旬
- (6) 第2次審査（提案内容等の審査）・・・・・・令和7年9月下旬～令和7年10月上旬
- (7) 選定結果の通知・公表・・・・・・・・・・令和7年10月下旬頃
- (8) 市議会へ指定議案、債務負担行為予算案を提出・・・・・・・・・・令和7年11月下旬頃
- (9) 指定の通知・・・・・・・・・・令和7年12月下旬頃
- (10) 協定書の締結・・・・・・・・・・令和8年1月頃
- (11) 事務引継・トレーニング・・・・・・・・・・令和8年1月頃～令和8年3月頃

※ 都合により、スケジュールを変更する場合があります。

## 11 応募手続等

### (1) 申請書類等の提出方法等

市のホームページ（岐阜市ホームページ番号：1033165）、または岐阜市保健所4階健康づくり課で書類を入手し、健康づくり課まで持参いただくか又は記録が残る送付方法（簡易書留等）でご提出ください。（提出期間内必着。FAX、電子メール等による送付、受付はいたしません。）

申請書の受付期間は、令和7年7月1日（火）～令和7年8月18日（月）までとし、持参の場合は土日祝日を除く午前9時00分から午後5時30分までとします。応募に要する経費は全て応募者の負担となります。

なお、応募者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、指定管理者が選定されるまでの間は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。

### (2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」のうち、該当する書類を正1部、副10部提出してください。

### (3) 質問の受付

質問の受付期間は、令和7年7月1日（火）午前10時00分から～令和7年7月31日（木）午後5時00分までとします。

質問票（様式15）を作成のうえ、市ホームページ（ページ番号：1033165）の「問い合わせフォーム」でご提出ください。なお、質問に対する回答は上記の市ホームページにて公表します。

### (4) 説明会・現地見学の開催

ア 下記日程により、説明会・現地見学を行います。

イ 参加される団体は、7月18日（金）までに市ホームページ（ページ番号：1033165）の「説明会参加申込フォーム」に必要事項を記入しお申し込みください。

ウ 参加人数は、各団体2名以内とします。

日時	場所
令和7年7月24日（木）13:30～	岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設

### (5) 応募に関する留意事項

#### ア 働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。

働きかけの基準・判断手順は、「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりとします。

#### イ 虚偽の記載をした場合の取り扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

#### ウ 応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

#### エ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

#### オ 提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

#### カ 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

#### キ 情報公開制度の対象

応募者が提出した書類等は岐阜市情報公開条例（昭和60年6月20日岐阜市条例第28号）第2条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

ク 資料等の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

12 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市保健衛生部健康づくり課健康づくり係（担当：小川、山田）

〒500-8309 岐阜市都通2丁目19番地（岐阜市保健所4階）

電 話：058-252-7180（直通）

F A X：058-252-0639

E-mail：kenkou@city.gifu.gifu.jp